

県民の皆様へ

～西アフリカにおけるエボラ出血熱について～

- 疑い患者が発生するなど、本邦での患者発生リスクが高まっています。
- エボラ出血熱は、患者の体液に直接接触することで感染するものです。空気感染はしません。
- 県内の対応については、万が一の発生に備えた体制をとっていますので、県民の皆様には、冷静な対応をお願いします。
- 流行国から帰国した後、1か月程度の間、発熱した場合には、万一の場合を疑い、地域の医療機関を受診することは控えていただき、まず、保健所に連絡をし、その指示に従ってください。
※帰国後21日間は検疫所による健康監視の対象となります。
- 保健所に相談窓口（24時間対応）を設置していますので、ご心配などがあれば、保健所にご相談ください。

《相談窓口》

機 関 名（保健所名）	連 絡 先
東部福祉保健事務所 （鳥取保健所）	電話：0857-22-5694 FAX：0857-22-5669
中部総合事務所福祉保健局 （倉吉保健所）	電話：0858-23-3145 FAX：0858-23-4803
西部総合事務所福祉保健局 （米子保健所）	電話：0859-31-9317 FAX：0859-34-1392

鳥取県